

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

<p>路線名</p>	<p>東京所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市大字久米字峯一九七五番二地先から同市大字久米字田島二一三五番六地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月三十一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成三十一年二月五日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一四二・八メートル。</p>